

令和7年度歯と口腔の健康づくり月間実施要綱

1 目的

宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成22年宮城県条例第74号）に基づく「歯と口腔の健康づくり月間」における取組が、県民、行政機関、教育機関及び関連団体の協力により円滑に実施されるよう、取組の方向性及びテーマ等を定める。

2 期間

令和7年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

3 取組の方向性及びテーマ

（1）歯科口腔保健推進の方向性

- ア 乳幼児及び少年期の歯科口腔保健対策の重点化
- イ 歯周病予防対策の強化
- ウ 要介護者、障害児・者への歯科口腔保健対策の充実
- エ 施策の展開による連携づくりの推進

（2）各ライフステージ等のテーマ

- ア 妊産婦期・乳幼児期 「乳歯むし歯の予防、口腔清掃の習慣づけ」
- イ 少年期 「永久歯むし歯と歯肉炎の予防」
- ウ 青年期・壮年期 「歯周病の予防と口腔清掃の徹底」
- エ 中年期・高齢期 「歯の喪失予防の推進、口腔機能の維持・回復、口腔衛生の維持」
- オ 障害児・者 「歯と口腔の健康管理の充実」

4 主な実施事項

（1）広報機関等による普及・啓発

広報誌等を活用し、「歯と口腔の健康づくり月間」の周知を図る。

（2）各種行事等の開催

講習会、講演会、映画会、スライドフォーラム、展示会等を開催して「歯と口腔の健康づくり」について、県民の関心と理解を深める。

（3）口腔診査と歯科保健指導・相談等の実施

市町村保健センター、保育所、幼稚園、学校、事業所、病院・診療所、口腔保健センター等において口腔診査と歯科保健指導・相談等を実施する。

（4）その他

（1）～（3）に掲げるもののほか、それぞれの実情に応じた適切な事業を実施する。